

住民参加部会のこれまでの議論とりまとめ案
（「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）」に対する意見・提案）

本資料は、部会として「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）」への意見・提案をとりまとめる際の参考のため、これまでの住民参加部会での主な意見・やりとり内容を庶務がとりまとめたものです。

目 次

(1) 計画策定、推進	2
(2) 環境分野	12
(3) 治水分野	16
(4) 利水分野	28
(5) 利用分野	30
(6) ダム	38

本資料の構成

本資料は、下記の構成となっています。

偶数ページ（左ページ）	上段：検討の論点 下段：説明資料（第1稿）抜粋
奇数ページ（右ページ）	上段：前回部会までの主な意見・やりとり内容 下段：説明資料（第1稿）への部会としての意見・提案

(1) 計画策定、推進 その1/5

<検討の論点>

<ul style="list-style-type: none"> ・計画の進捗チェック、見直しの考え方、方法はこれで良いか ・河川レンジャーの位置づけはこれで良いか ・河川に関わる市民を増やす仕組みづくりをどうするか（特に川や水に関心をもっていない若者や子どもたちにどう発信するか） ・住民参加の理念をふまえて実践するにはどうしたらよいか。また実践事例を理論化・一般化していくにはどうしたらよいか。 ・協議会等のあり方、つくり方、活かし方をどうするのか

<説明資料（第1稿）抜粋>

4. 河川整備の方針	5. 具体の整備内容
<p>4.1 計画策定、実施のあり方</p> <p>4.1.3 情報の共有と公開、住民との連携・協働、関係団体・自治体・他省庁との連携</p> <p>今後の河川整備計画の推進にあたっては、住民活動団体や地域に密着した組織との連携を積極的に行っていく。その際、双方はお互いの責任、役割分担等を常に確認し、河川に関する情報の積極的な提供と収集に努める。また、合意形成を目指して、それらの組織を活かした公正な仕組みを検討する。</p> <p>また、関係省庁、自治体等と連携が必要となる事項については、事前に周到な調整を図るが、その中で明らかになった問題点や課題等については、広く一般に公開して、地域住民にその連携施策の妥当性の判断材料を提供する。</p>	<p>5.1 計画策定・推進</p> <p>5.1.1 計画の進捗チェック、見直しを行う組織</p> <p>計画の進捗チェック、見直しを行う組織として、淀川水系流域委員会を継続</p> <p>5.1.2 情報の共有と公開、住民との連携・協働、関係団体・自治体・他省庁との連携</p> <p><u>地域固有の情報や知識に精通した住民団体や地域に密着した組織等から人選し、河川レンジャーとして河川・環境学習の指導等を試行的に依頼</u> (計画-1)</p> <p><u>河川レンジャーの活動拠点として、当面は、既設設備である淀川資料館、河川公園管理所、水のめぐみ館、遊水スイスイ館等を試行的に活用</u> (計画-2)</p> <p>本整備計画の実施にあたっては、琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)や、洪水被害ポテンシャル低減方策協議会(仮称)等の場において、相互に連携した総合的な取り組みを検討</p>

<前回部会までの主な意見・やりとり内容>

4.1、5.1 全体

- ・流域全体で対応すべき部分については、住民が関わっていくことを明記すべきである。：第3回住民参加部会（030411）

4.1.2 対象期間

4.1.3 情報の共有と公開、住民との連携・協働、関係団体・自治体・他省庁との連携

- ・環境評価法の住民参加の規定では、説明会と公聴会は分けられている。主に情報提供を行う会と意見を聴く会では性格が違う。説明会をもって住民参加とすることはできない。：第1回住民参加部会（030224）
- ・住民といっても、関心の高い層から無関心層、利害関係者、有識者、市民団体など多様であり、それぞれ参加の性質が違うので、参加者の類型毎に参加の手法を整理する必要がある。また、集まった住民意見も、利害の対立等が絡み単純には処理できない。これを整理し判断するには、評価手法を知る人材が河川管理者と住民との間に入る必要があり、そのような人材の養成についても考えておく必要がある。：第1回住民参加部会（030224）
- ・相反する利害が発生する場合の合意形成は、信頼と安心が基礎となるので、河川管理者と住民との間をつなぐコーディネーターの能力や人間性が重要なファクターとなる。：第1回住民参加部会（030224）
- ・上流、中流、下流の流域住民の話し合いや交流等の参加のあり方も検討してほしい。：第2回住民参加部会（030327）
- ・ハードな視点だけではなく、ソフトな部分の人材育成についての視点も、是非加えてほしい。：第3回住民参加部会（030411）
- ・住民や子供達が行う環境調査については、データが不足しているから協力を仰ぐということだけではなく、主体的な意見形成のためにそのプロセスに参画することの大切さを認識してほしい。そのような参加を排除するのではなく、かかわることこそが大事だ。：第3回住民参加部会（030411）



<説明資料（第1稿）への部会としての意見・提案>（ ）内は部会での検討課題

- 案1：住民参加を実現するために必要な人材の育成について検討する旨を記述すべきである。
（必要な人材のイメージの具体化、どのような人を対象とするのか等の検討）
- 案2：上流、中流、下流の流域住民の話し合いや交流等の参加のあり方について検討する旨を記述すべきである。
（河川レンジャーの活動として位置づけるか、協議会の場等を活用するのか）

(1) 計画策定、推進 その2/5

<検討の論点>

<ul style="list-style-type: none"> ・計画の進捗チェック、見直しの考え方、方法はこれで良いか ・河川レンジャーの位置づけはこれで良いか ・河川に関わる市民を増やす仕組みづくりをどうするか（特に川や水に関心をもっていない若者や子どもたちにどう発信するか） ・住民参加の理念をふまえて実践するにはどうしたらよいか。また実践事例を理論化・一般化していくにはどうしたらよいか。 ・協議会等のあり方、つくり方、活かし方をどうするのか

<説明資料（第1稿）抜粋>

4. 河川整備の方針	5. 具体の整備内容
<p>4.1 計画策定、実施のあり方</p> <p>4.1.3 情報の共有と公開、住民との連携・協働、関係団体・自治体・他省庁との連携</p> <p>今後の河川整備計画の推進にあたっては、住民活動団体や地域に密着した組織との連携を積極的に行っていく。その際、双方はお互いの責任、役割分担等を常に確認し、河川に関する情報の積極的な提供と収集に努める。また、合意形成を目指して、それらの組織を活かした公正な仕組みを検討する。</p> <p>また、関係省庁、自治体等と連携が必要となる事項については、事前に周到な調整を図るが、その中で明らかになった問題点や課題等については、広く一般に公開して、地域住民にその連携施策の妥当性の判断材料を提供する。</p>	<p>5.1 計画策定・推進</p> <p>5.1.1 計画の進捗チェック、見直しを行う組織 計画の進捗チェック、見直しを行う組織として、淀川水系流域委員会を継続</p> <p>5.1.2 情報の共有と公開、住民との連携・協働、関係団体・自治体・他省庁との連携</p> <p><u>地域固有の情報や知識に精通した住民団体や地域に密着した組織等から人選し、河川レンジャーとして河川・環境学習の指導等を試行的に依頼（計画-1）</u></p> <p><u>河川レンジャーの活動拠点として、当面は、既設設備である淀川資料館、河川公園管理所、水のめぐみ館、遊水スイスイ館等を試行的に活用（計画-2）</u></p> <p>本整備計画の実施にあたっては、琵琶湖・淀川流域水質管理協議会（仮称）や、洪水被害ポテンシャル低減方策協議会（仮称）等の場において、相互に連携した総合的な取り組みを検討</p>

<前回部会までの主な意見・やりとり内容>

5.1.2 情報の共有と公開、住民との連携・協働、関係団体・自治体・他省庁との連携

・用語についてだが、河川レンジャー等の横文字は一般には理解しにくいので、誰にでもわかるような言葉に直すべき。また、レンジャーには管理するという意味合いが強いので、この場合適切なのかも検討すべきだ。： 第2回住民参加部会（030327）

→これは新しい概念であるので、河川レンジャーは仮称とし、その正式な名称も含め、あり方や役割等を河川管理者やNPO等様々な主体が関わって検討し、つくりあげていくことが必要だ。名称については、住民による自主管理の役割もあることも踏まえて適切な言葉を探さなければならない。： 第2回住民参加部会（030327）

→できれば先に名称を固定した方がよいが、その際「川守り」のような子どもからお年寄りまでわかる親しみやすい言葉にすべきだ。： 第2回住民参加部会（030327）



<説明資料（第1稿）への部会としての意見・提案>（ ）内は部会での検討課題

案：河川レンジャーは、提言4-9と同様に、河川レンジャー（仮称）とすべきである
（名称についての部会としての考え方の整理）

(1) 計画策定、推進 その3/5

<検討の論点>

<ul style="list-style-type: none"> ・計画の進捗チェック、見直しの考え方、方法はこれで良いか ・河川レンジャーの位置づけはこれで良いか ・河川に関わる市民を増やす仕組みづくりをどうするか（特に川や水に関心をもっていない若者や子どもたちにどう発信するか） ・住民参加の理念をふまえて実践するにはどうしたらよいか。また実践事例を理論化・一般化していくにはどうしたらよいか。 ・協議会等のあり方、つくり方、活かし方をどうするのか

<説明資料（第1稿）抜粋>

4. 河川整備の方針	5. 具体の整備内容
<p>4.1 計画策定、実施のあり方</p> <p>4.1.3 情報の共有と公開、住民との連携・協働、関係団体・自治体・他省庁との連携</p> <p>今後の河川整備計画の推進にあたっては、住民活動団体や地域に密着した組織との連携を積極的に行っていく。その際、双方はお互いの責任、役割分担等を常に確認し、河川に関する情報の積極的な提供と収集に努める。また、合意形成を目指して、それらの組織を活かした公正な仕組みを検討する。</p> <p>また、関係省庁、自治体等と連携が必要となる事項については、事前に周到な調整を図るが、その中で明らかになった問題点や課題等については、広く一般に公開して、地域住民にその連携施策の妥当性の判断材料を提供する。</p>	<p>5.1 計画策定・推進</p> <p>5.1.1 計画の進捗チェック、見直しを行う組織 計画の進捗チェック、見直しを行う組織として、淀川水系流域委員会を継続</p> <p>5.1.2 情報の共有と公開、住民との連携・協働、関係団体・自治体・他省庁との連携</p> <p><u>地域固有の情報や知識に精通した住民団体や地域に密着した組織等から人選し、河川レンジャーとして河川・環境学習の指導等を試行的に依頼</u> (計画-1)</p> <p><u>河川レンジャーの活動拠点として、当面は、既設設備である淀川資料館、河川公園管理所、水のめぐみ館、遊水スイスイ館等を試行的に活用</u> (計画-2)</p> <p>本整備計画の実施にあたっては、琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)や、洪水被害ポテンシャル低減方策協議会(仮称)等の場において、相互に連携した総合的な取り組みを検討</p>

<前回部会までの主な意見・やりとり内容>

5.1.2 情報の共有と公開、住民との連携・協働、関係団体・自治体・他省庁との連携

- ・説明資料（第1稿）5.1.2で、地域の自然等に詳しい団体等から人選した河川レンジャーに河川・環境学習指導等を試行的に依頼、とあるが、まず河川整備計画における河川・環境教育の目標を明確にする必要があり、そのうえで、その目標を理解した人材の育成が必要になる。節水を心がける、川を汚さないようにする、またはダムや狭窄部の問題を考えてもらえるような環境教育でなければ河川整備計画の中で行う環境教育にはならないだろう。間に合わせて人材を選ぶのではなく、目標に合った人材を育成する仕組みやその支援制度などについても考えていかなければならない。：第2回住民参加部会（030327）
- 河川レンジャーを制度として位置づけ、国が人選するのがよいかどうかは疑問である。河川レンジャー制度を導入する前のプロセスとして、実際に参加の試みを進めていく中から住民をまとめ提案ができるような人が出てくる必要がある。：第2回住民参加部会（030327）
- 住民との協働を担保するのが河川レンジャーと拠点というだけでは足りないと思う。事業アセスメントの手続きを見直し、住民が参加し、その努力が活かされる仕組みや体制を行政側からつくるべきだ。例えば、現場で使える住民参加の手引きを作成することを事業として盛り込むだけでも効果があるだろう。まず住民が実績をつくれる状況づくりをして、結果的に河川レンジャーになる人が出てくるべき。：第2回住民参加部会（030327）
- 皆に川のことを教える、整備計画についての提案もしてくれる、皆の合意もつくる、そういう河川レンジャーが信頼を勝ち得るには行政ではなく住民から信頼されるべき。それは実績から生まれる。：第2回住民参加部会（030327）
- 運動している人は地域社会の中では特殊な人と見られ地域からの信頼は得られにくい、マスコミや行政からはよく見える。行政からの信頼も必要だが住民からの信頼がなければ実際には成り立たない。：第2回住民参加部会（030327）
- 地域に住む人は、省庁の縦割りの中で生きているわけではない。したがって河川レンジャーを河川整備計画をきっちり専門的に語れるというように限定しない方がいいと思う。：第2回住民参加部会（030327）
- 河川レンジャーは個人だけを想定している訳ではない。複数の人々、NPO（新設含む）等も視野に入れて検討すべき。：第2回住民参加部会（030327）
- ある運動をしている団体に定常的に業務を委託する場合、パートナーシップと言いながらも外からは癒着のように見えてしまうことがある。その団体なり個人なりの仕事を毎年評価する仕組みも必要である。：第2回住民参加部会（030327）
- 河川管理者もまず試行から始めるとしているように、あまり固定せずに試行錯誤しながら、進化させていくのがよい。：第2回住民参加部会（030327）



<説明資料（第1稿）への部会としての意見・提案>（ ）内は部会での検討課題

案：河川整備計画における河川・環境教育の目標を明確にし、その目標を理解した人材の育成について検討する旨を記述すべきである。その目標にあった人材を河川レンジャーとして選定すべきである。

（上記案を部会意見とするか、河川・環境教育の目標のイメージは？河川レンジャーの役割を限定するか等）

(1) 計画策定、推進 その4/5

<検討の論点>

<ul style="list-style-type: none"> ・計画の進捗チェック、見直しの考え方、方法はこれで良いか ・河川レンジャーの位置づけはこれで良いか ・河川に関わる市民を増やす仕組みづくりをどうするか（特に川や水に関心をもっていない若者や子どもたちにどう発信するか） ・住民参加の理念をふまえて実践するにはどうしたらよいか。また実践事例を理論化・一般化していくにはどうしたらよいか。 ・協議会等のあり方、つくり方、活かし方をどうするのか

<説明資料（第1稿）抜粋>

4. 河川整備の方針	5. 具体の整備内容
<p>4.1 計画策定、実施のあり方</p> <p>4.1.3 情報の共有と公開、住民との連携・協働、関係団体・自治体・他省庁との連携</p> <p>今後の河川整備計画の推進にあたっては、住民活動団体や地域に密着した組織との連携を積極的に行っていく。その際、双方はお互いの責任、役割分担等を常に確認し、河川に関する情報の積極的な提供と収集に努める。また、合意形成を目指して、それらの組織を活かした公正な仕組みを検討する。</p> <p>また、関係省庁、自治体等と連携が必要となる事項については、事前に周到な調整を図るが、その中で明らかになった問題点や課題等については、広く一般に公開して、地域住民にその連携施策の妥当性の判断材料を提供する。</p>	<p>5.1 計画策定・推進</p> <p>5.1.1 計画の進捗チェック、見直しを行う組織 計画の進捗チェック、見直しを行う組織として、淀川水系流域委員会を継続</p> <p>5.1.2 情報の共有と公開、住民との連携・協働、関係団体・自治体・他省庁との連携</p> <p><u>地域固有の情報や知識に精通した住民団体や地域に密着した組織等から人選し、河川レンジャーとして河川・環境学習の指導等を試行的に依頼</u> (計画-1)</p> <p><u>河川レンジャーの活動拠点として、当面は、既設設備である淀川資料館、河川公園管理所、水のめぐみ館、遊水スイスイ館等を試行的に活用</u> (計画-2)</p> <p>本整備計画の実施にあたっては、琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)や、洪水被害ポテンシャル低減方策協議会(仮称)等の場において、相互に連携した総合的な取り組みを検討</p>

<前回部会までの主な意見・やりとり内容>

5.1.2 情報の共有と公開、住民との連携・協働、関係団体・自治体・他省庁との連携

- ・整備内容シート（第1稿）で計画1、計画2を出していただいているが、この内容では地域社会へ入り込むような視点が不足している。河川レンジャーの拠点のイメージが、地域から見た専門家がない「アクア琵琶」等であることに河川管理者側の勉強不足を感じる。例えば琵琶湖ならより地域に密着した拠点が他に幾つも存在する。：第2回住民参加部会（030327）
 - 提言を踏まえながら、より具体的でわかりやすいものを目指して整備内容シート(第1稿)を用意した。この内容をまた審議していただき、検討したうえで試行を重ねて本格的なものにしていきたい。また、この試行の際の活動拠点を考えるにあたり、現在実際に活用し得る具体的な施設の名を記した。(河川管理者)：第2回住民参加部会（030327）
 - 各流域で既に行われている活動はたくさんあるので、そのような活動の拠点やネットワークを参考にすれば、自然と具体的なイメージも出てくるのではないかと。立派な拠点がなくても、様々な連携軸をつくりネットワークを広げている例から学ぶことで、拠点論も出てくるだろう。：第2回住民参加部会（030327）
 - 拠点の問題も含め、仕組みを考えるよりもまず必要性をつくるのが大事ではないか。必要性をつくれれば形はできる。：第2回住民参加部会（030327）
 - 最初からパーフェクトなものを求めても簡単にはいかない。まず、出発点として何らかの基本を置いておくべき。：第2回住民参加部会（030327）



<説明資料（第1稿）への部会としての意見・提案>（ ）内は部会での検討課題

案：整備計画の推進にあたっては、河川レンジャーの活動拠点について、他の地域に密着した拠点も候補にいれ、地域の特性にあわせて検討して頂きたい。

(1) 計画策定、推進 その5/5

<検討の論点>

<ul style="list-style-type: none"> ・計画の進捗チェック、見直しの考え方、方法はこれで良いか ・河川レンジャーの位置づけはこれで良いか ・河川に関わる市民を増やす仕組みづくりをどうするか（特に川や水に関心をもっていない若者や子どもたちにどう発信するか） ・住民参加の理念をふまえて実践するにはどうしたらよいか。また実践事例を理論化・一般化していくにはどうしたらよいか。 ・協議会等のあり方、つくり方、活かし方をどうするのか

<説明資料（第1稿）抜粋>

4. 河川整備の方針	5. 具体の整備内容
<p>4.1 計画策定、実施のあり方</p> <p>4.1.3 情報の共有と公開、住民との連携・協働、関係団体・自治体・他省庁との連携</p> <p>今後の河川整備計画の推進にあたっては、住民活動団体や地域に密着した組織との連携を積極的に行っていく。その際、双方はお互いの責任、役割分担等を常に確認し、河川に関する情報の積極的な提供と収集に努める。また、合意形成を目指して、それらの組織を活かした公正な仕組みを検討する。</p> <p>また、関係省庁、自治体等と連携が必要となる事項については、事前に周到な調整を図るが、その中で明らかになった問題点や課題等については、広く一般に公開して、地域住民にその連携施策の妥当性の判断材料を提供する。</p>	<p>5.1 計画策定・推進</p> <p>5.1.1 計画の進捗チェック、見直しを行う組織 計画の進捗チェック、見直しを行う組織として、淀川水系流域委員会を継続</p> <p>5.1.2 情報の共有と公開、住民との連携・協働、関係団体・自治体・他省庁との連携</p> <p><u>地域固有の情報や知識に精通した住民団体や地域に密着した組織等から人選し、河川レンジャーとして河川・環境学習の指導等を試行的に依頼</u> (計画-1)</p> <p><u>河川レンジャーの活動拠点として、当面は、既設設備である淀川資料館、河川公園管理所、水のめぐみ館、遊水スイスイ館等を試行的に活用</u> (計画-2)</p> <p>本整備計画の実施にあたっては、琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)や、洪水被害ポテンシャル低減方策協議会(仮称)等の場において、相互に連携した総合的な取り組みを検討</p>

<前回部会までの主な意見・やりとり内容>

5.1.2 情報の共有と公開、住民との連携・協働、関係団体・自治体・他省庁との連携

- ・住民参加は、信頼と安心を得るための作業であり時間をかけて行わざるを得ないことを十分認識してほしい。協議会については、ただ箱を作れば良い、会議だけを作れば良いという考え方をしないようにしてほしい。また、「環境」や「学識経験者」など、協議会を説明する言葉の定義まできちんと共有できるようにしてもらいたい。：第3回住民参加部会（030411）
 - 既存の組織に住民代表を参加させるだけで、住民参加が実現できるとは思えない。協議会のあり方や、構成人員、意思決定方法などのガイドラインを流域委員会で定義すべきではないか。：第3回住民参加部会（030411）
 - 箱物も、住民の交流の場という面から必要であり、拠点づくりはやってもらいたい。また、継続的に、住民との仲介役となる人材等にも予算を割いてほしい。
 - どこか場所を決めるのではなく色々な所に拠点を、個人宅等も含めて既存の施設も活用しながら作っていくという発想が重要。：第3回住民参加部会（030411）



<説明資料（第1稿）への部会としての意見・提案>（ ）内は部会での検討課題

案：協議会で行うべき内容や言葉の定義を明確にすべきである
(住民参加の観点から見た協議会等のあり方、構成、意思決定方法等のイメージは)

(2) 環境分野 その1 / 2

<検討の論点>

<ul style="list-style-type: none"> ・住民との連携はこれで良いか（モニタリングにおける住民との協働、情報共有のあり方等、行政がもっていて開示すべき情報（科学的知識や法制度的知識）と、住民が知っている情報（経験的知識や生活的恵知）のすりあわせのあり方 ・自治体、関係機関等との連携はこれで良いか ・環境学習の位置付けは（自ら学ぶ環境学習へ向けた教材・素材の開発）
--

<説明資料（第1稿）抜粋>

4．河川整備の方針	5．具体の整備内容
<p>4.2.4 水質</p> <p>河川水質の改善のためには、河川内での浄化対策には限界があり、流域から河川へ流入する汚濁負荷を減少させる対策を強力に進めなければならない。</p> <p>そのため、生態系から望ましく、安心して水辺で遊べ、水道水源としてより望ましい河川水質等を新たな目標として設定し、監視を強化するとともに、自治体、関係機関、住民と連携して河川への流入総負荷量管理を図るための組織の設立を検討する。</p> <p>水質事故対応のため、即時的な水質監視体制の強化や地域住民による細かな水質モニタリングの支援体制を確立する。</p> <p>また、琵琶湖、ダム湖、河川の水質保全対策についても、汚濁メカニズムの調査検討を踏まえながら、各種の対策に継続的に取り組む。</p> <p>さらに、ダム放流水の水温についても、下流への影響を勘案して改善対策を実施する。</p> <p>なお、下水排水や汚濁流入支川を本川と分離して流す流水保全水路については、既存施設において分離の効果などについて引き続き調査、検討を行う。</p>	<p>5.2.4 水質</p> <p>(1) <u>下記の事項について、検討・実施する自治体、関係省庁、住民代表から構成される琵琶湖・淀川流域水質管理協議会（仮称）の設立の検討</u>（環境-38）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 水質の流域内監視体制の整備 2) 河川流入総負荷量管理の実施方策 3) 積極的な住民参加を促すための取組 4) 水質事故の防止・対処の取組の強化

<前回部会までの主な意見・やりとり内容>

- ・説明資料（第1稿）に記載されている水質管理協議会で行うべきことの中身をはっきりしたほうがよい。5番目として、「自治体間等での連携を進めるため、どういう施策を行うべきかを検討する」と明記してはどうか。：第3回住民参加部会（030411）



<説明資料（第1稿）への部会としての意見・提案>（ ）内は部会での検討課題

案：「5）自治体間等での連携を進めるため、どういう施策を行うべきかを検討する」を追記してはどうか。

（部会としての意見とするか、自治体間等での連携のための施策とは）

(2) 環境分野 その 2 / 2

< 検討の論点 >

<ul style="list-style-type: none"> ・住民との連携はこれで良いか（モニタリングにおける住民との協働、情報共有のあり方等、行政がもっていて開示すべき情報（科学的知識や法制度的知識）と、住民が知っている情報（経験的知識や生活的恵知）のすりあわせのあり方 ・自治体、関係機関等との連携はこれで良いか ・環境学習の位置付けは（自ら学ぶ環境学習へ向けた教材・素材の開発）
--

< 説明資料（第 1 稿）抜粋 >

4 . 河川整備の方針	5 . 具体の整備内容
<p>4.2.6 生態系</p> <p>生態系の現状と変化を的確に把握するため、引き続きモニタリングを実施する。</p> <p>また、河川の横断方向及び縦断方向に連続性を持った水辺の生息・生育環境を確保するとともに、生物に配慮した水位管理や水量管理を検討する。</p> <p>固有種・在来種・希少種の保護のために、外来種の調査を継続するとともに、その駆除方法について検討する。一方、関係機関や地域住民等と連携しながら外来種対策に関し推進し、啓発活動も実施する。</p>	<p>5.2.6 生態系</p> <p>(3) 外来種対策の推進</p> <p>1) 関係機関等との連携推進</p> <p>○淀川 城北ワンドイタセンパラ協議会 <small>(環境-63)</small></p> <p>2) <u>外来種のリリース禁止などの自治体の条例制定に向けた調整・協議</u> <small>(環境-64)</small></p>

<前回部会までの主な意見・やりとり内容>

--



<説明資料（第1稿）への部会としての意見・提案>（ ）内は部会での検討課題

--

(3) 治水分野 その1 / 6

<検討の論点>

- ・「災害に強い地域社会づくり」のための住民の役割とは(沿川住民における自衛のあり方等)、そのための自治体、企業の役割は
- ・住民との連携について必要な事項はないか
(どのような視点での連携が必要か、連携方策は、など)
- ・自治体、関係機関との連携はこれで良いか

<説明資料(第1稿)抜粋>

4. 河川整備の方針	5. 具体の整備内容
<p>4.3.1 洪水</p> <p>(1) 破堤による被害の回避・軽減</p> <p>1) 情報の提供、伝達システムの整備等</p> <p>人命被害を防ぐためには、住民が河川の状況に関する情報を的確に把握して、避難の必要があれば迅速に、適正な場所へ避難することが重要である。また、地下街への浸水防止や電気等のライフラインに支障が生じさせないためには、それぞれの管理者に対する的確な情報提供が必要である。このため、河川情報の住民、自治体、関係機関への提供システムの強化を図る。</p> <p>また、避難場所や避難経路等をわかりやすく表示したハザードマップを住民に配布、周知しておくことも必要であり、ハザードマップの作成について自治体を支援する。</p> <p>日頃より、防災意識を高め、いざという時に的確な行動が取れるよう関係機関と連携して水防訓練等を実施する。</p>	<p>5.3.1 洪水</p> <p>(1) 破堤による被害の回避・軽減</p> <p>1) 情報伝達、避難体制の整備等</p> <p>洪水情報伝達</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体への支援 ○洪水情報提供 水文情報をインターネット等によりリアルタイムに提供すると共に、より迅速且つ的確な情報提供を行えるよう検討 (治水-3) ○浸水実績表示 浸水実績のある区域において、洪水の危険性を知らせるため、視認性などの高い手法を考慮し浸水実績水位を表示 (治水-3) ○浸水想定表示 浸水想定区域に対する予測精度の向上をはかり、洪水の危険性を知らせるため、視認性などの高い手法を考慮し浸水予想水位を表示 (治水-3) ○地域防災計画への反映 住民の水災に対する意識を高め、洪水時の避難等に役立てるため、地域防災計画の作成主体である関係自治体に対して情報提供を行い、浸水想定区域に応じた洪水ハザードマップ等の作成・普及を支援 (治水-3) <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意識の啓発 洪水が危険であるという認識が薄れてきており、洪水は危険であり、いつ起こるか分からないことを認識し、水災に対する意識の啓発 (治水-4) ・防災訓練 災害時に円滑な活動を実施するため、洪水対応演習、地震防災訓練等を実施 (治水-4) ・非常用物資の備蓄 洪水時の堤防破堤や法面補強等への迅速な対処が可能なよう、非常用物資を常に備蓄 (治水-4)

<前回部会までの主な意見・やりとり内容>

--



<説明資料（第1稿）への部会としての意見・提案>（ ）内は部会での検討課題

--

(3) 治水分野 その 2 / 6

< 検討の論点 >

- ・「災害に強い地域社会づくり」のための住民の役割とは(沿川住民における自衛のあり方等)、そのための自治体、企業の役割は
- ・住民との連携について必要な事項はないか
(どのような視点での連携が必要か、連携方策は、など)
- ・自治体、関係機関との連携はこれで良いか

< 説明資料 (第 1 稿) 抜粋 >

4 . 河川整備の方針	5 . 具体の整備内容
<p>2) 被害ポテンシャル低減対策 氾濫原への人口、資産の集積により、破堤時の被害ポテンシャルが現在も増大し続けている状況を踏まえ、破堤時における避難誘導、土地利用の誘導、堤内地における遊水池化、流域における貯留機能や浸透機能の強化等、被害ポテンシャルの軽減を自治体と連携して図る。</p> <p>避難誘導等 避難・誘導體制の整備、地下空間部の被害軽減対策等、氾濫原における危機管理緊急対策を自治体や関係機関と連携して実施する。</p> <p>土地利用誘導 破堤による被害の回避・軽減のために、土地利用の規制・誘導を含めた都市計画での対応等を自治体と連携して検討する。</p> <p>下流への流量増大の抑制対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○無堤部 下流への流量増により破堤の危険度を増大させる無堤部築堤は、下流の堤防強化の進捗状況等を踏まえて実施の判断を行う。 ○狭窄部 下流への流量増によって、破堤の危険度を増大させる狭窄部の開削は、下流の堤防強化の進捗状況等を踏まえて実施の判断を行う。 ○流域内対策 流域内における保水機能や貯留機能の保全、増大方策について土地利用計画の見直しも含めて、自治体と連携して検討する。 	<p>2) 被害ポテンシャル低減対策 <u>沿川自治体により構成する「洪水被害ポテンシャル低減方策協議会 (仮称)」を設置し、関係機関並びに施設管理者や住民などが連携して下記の項目等について検討</u> (治水-5)</p> <p>避難誘導等 (治水-6)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地下空間部における避難路の明示並びに誘導施設整備の拡充 ○避難勧告・指示の発令基準の明確化及び周知体制 (在宅要援護高齢者、障害者、外国人の災害弱者) 整備 ○避難所となる民間ビル等、夜間及び昼間人口を考慮した収容避難所 <p>土地利用誘導 (治水-7)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○危険地域図の作成及び公表並びに安全地域の表示 ○土地利用規制や移転促進方策 ○ライフライン施設管理者との調整や、低平地対策、建物や重要施設の耐水化のための基本事項 <p>流域内保水機能、貯留機能強化 (治水-8)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公共施設地下貯留施設の機能の担保 ○民間管理施設の貯留機能の担保 ○既設の調整池の機能の回復 <p>3) 猪名川においては、沿川自治体により構成する「総合治水対策協議会」で下記の対策について検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>自然地 (山林等) の保水機能の保全、新規及び既開発地の保水機能保全対策 (調整池、貯留浸透施設) 遊水機能の維持、確保</u> (治水-8)

<前回部会までの主な意見・やりとり内容>

--



<説明資料（第1稿）への部会としての意見・提案>（ ）内は部会での検討課題

--

(3) 治水分野 その 3 / 6

< 検討の論点 >

- ・「災害に強い地域社会づくり」のための住民の役割とは(沿川住民における自衛のあり方等)、
そのための自治体、企業の役割は
- ・住民との連携について必要な事項はないか
(どのような視点での連携が必要か、連携方策は、など)
- ・自治体、関係機関との連携はこれで良いか

< 説明資料 (第 1 稿) 抜粋 >

4 . 河川整備の方針	5 . 具体の整備内容
<p>3) 堤防強化対策</p> <p>高規格堤防化</p> <p>まちづくりと一体となった整備の調整が図られた箇所を実施する。特に、人口と資産が集積する、淀川と大和川に挟まれた大阪(浪花氾濫地区)の中枢部の防御を重点的に実施する。</p> <p>また、実施にあたっては、円滑に事業推進できるよう関係機関との連携を図る。</p>	

<前回部会までの主な意見・やりとり内容>

--



<説明資料（第1稿）への部会としての意見・提案>（ ）内は部会での検討課題

--

(3) 治水分野 その 4 / 6

< 検討の論点 >

- ・「災害に強い地域社会づくり」のための住民の役割とは(沿川住民における自衛のあり方等)、そのための自治体、企業の役割は
- ・住民との連携について必要な事項はないか
(どのような視点での連携が必要か、連携方策は、など)
- ・自治体、関係機関との連携はこれで良いか

< 説明資料 (第 1 稿) 抜粋 >

4 . 河川整備の方針	5 . 具体の整備内容
<p>4.3.4 維持管理等</p> <p>(1) 出水対策</p> <p>1) 水防</p> <p>洪水時における水防団等による水防活動を支援・強化するため、現地に即した搬入路整備や備蓄材の確保及び、迅速な水防活動や施設操作を行うために河川情報の共有化やシステムの構築を図る。</p>	<p>5.3.4 維持管理等</p> <p>(1) 出水対策</p> <p>1) 水防</p> <p>①洪水又は高潮の恐れがあるときは、水防警報を発令し関係水防管理団体、関係行政機関等にその警報事項を通知 (治水-49)</p> <p>②洪水時における水防活動を支援・強化するため、水防上特に注意を要する箇所を考慮し、現地に即した搬入路整備や備蓄材の確保 (治水-50)</p> <p>③また、水防活動や施設操作に関して情報の共有化を図るとともに安全確保・操作の確実性の向上のため集中的な管理を行える新たな操作体制を検討 (治水-51)</p> <p>④水防連絡会開催や府県・市町村・河川管理者共同の水防演習による日常からの連絡・連携の強化 (治水-49)</p> <p>⑤防災ステーションの基盤整備による水防活動の強化を実施 (治水-49)</p> <p>⑥光ファイバー網の整備による情報の正確かつ迅速な伝達と共有化 (治水-49)</p> <p>⑦災害対策用車両の規格に対応した搬入路等の整備 (治水-50)</p>

<前回部会までの主な意見・やりとり内容>

--



<説明資料（第1稿）への部会としての意見・提案>（ ）内は部会での検討課題

--

(3) 治水分野 その 5 / 6

< 検討の論点 >

- ・「災害に強い地域社会づくり」のための住民の役割とは(沿川住民における自衛のあり方等)、そのための自治体、企業の役割は
- ・住民との連携について必要な事項はないか
(どのような視点での連携が必要か、連携方策は、など)
- ・自治体、関係機関との連携はこれで良いか

< 説明資料 (第 1 稿) 抜粋 >

4 . 河川整備の方針	5 . 具体の整備内容
<p>4.3.4 維持管理等</p> <p>(2) 河川管理施設の機能保持</p> <p>2) 河川構造物等</p> <p>河川管理施設(水閘門・堰・排水機場・樋門等)</p> <p>老朽化施設の機能保全のため、計画的に対策を実施する。</p> <p>その際、各施設の補修コストを勘案して、補修・補強・更新等により施設の延命化を図る。</p> <p>また、歴史・文化的価値のある河川構造物等は、地域住民と連携して保全し、後世に伝承する。</p>	<p>5.3.4 維持管理等</p> <p>(2) 河川管理施設の機能保持</p> <p>2) 河川構造物等</p> <p>河川管理施設(水閘門・堰・排水機場・樋門等)</p> <p>①老朽化対策の実施</p> <p>○淀川大堰及び毛馬排水機場等関連施設 (治水-54)</p> <p>○瀬田川洗堰 (治水-54)</p> <p>○その他の排水機場・水閘門等河川管理施設 (治水-54)</p> <p>②その他歴史・文化的価値のある施設の保全</p> <p>○旧毛馬閘門及び洗堰 (治水-55)</p> <p>○三栖閘門及び洗堰 (治水-55)</p> <p>○南郷洗堰 (治水-55)</p> <p>③淀川大堰予備ゲートの津波に対する転倒防止対策を実施 (治水-56)</p>

<前回部会までの主な意見・やりとり内容>

--



<説明資料（第1稿）への部会としての意見・提案>（ ）内は部会での検討課題

--

(3) 治水分野 その 6 / 6

< 検討の論点 >

- ・「災害に強い地域社会づくり」のための住民の役割とは(沿川住民における自衛のあり方等)、そのための自治体、企業の役割は
- ・住民との連携について必要な事項はないか
(どのような視点での連携が必要か、連携方策は、など)
- ・自治体、関係機関との連携はこれで良いか

< 説明資料 (第 1 稿) 抜粋 >

4 . 河川整備の方針	5 . 具体の整備内容
<p>4.3.4 維持管理等</p> <p>(4) 河川区域の管理</p> <p>1) 樹木の伐採と管理</p> <p>治水上支障となる河道内樹木については、繁茂の状況や河川環境の保全に配慮しつつ、災害防止の観点から樹木群の拡大防止等適正な対策を図る。</p> <p>2) 河道内堆積土砂等の管理</p> <p>河道内堆積土砂の除去については、河床変動状況や河川管理施設等への影響及び河川環境への影響等から判断する。なお、その際コンクリート用骨材として利用可能な場合は、砂利採取の許可の検討を行う。</p> <p>3) 安全利用のための対策</p> <p>安心して利用できる河川空間を目指すとともに、危険が内在する河川の自然性を踏まえた河川利用及び安全確保のあり方に関する情報提供と啓発を行う。</p> <p>4) 不法投棄の防止</p> <p>「川は地域共有の公共財産である」という共通認識のもと、啓発活動を実施していくと共に、河川美化と環境保全のための維持管理に努める。</p>	<p>5.3.4 維持管理等</p> <p>(4) 河川区域の管理</p> <p>1) 樹木の伐採と管理</p> <p><u>地域住民、環境保護団体等の意見を聞き、各河川毎に伐採の考え方を定め実施</u> (治水-60)</p> <p>2) 河道内堆積土砂等の管理</p> <p>○<u>定期的に河道形状の状況を把握し、流水阻害になる堆積土砂の浚渫を実施</u> (治水-61)</p> <p>○<u>砂利採取規制計画に基づき継続実施</u> (採取区間淀川9.8km~26.2km) (治水-61)</p> <p>3) 安全利用のための対策</p> <p>①<u>河川敷へのアクセス改善(バリアフリー化等)を実施。</u> (治水-62)</p> <p>②<u>水難事故防止のため、水難事故防止協議会(仮称)を設置</u> (治水-63)</p> <p>③<u>危険な区域や安全な利用方法等についての情報公開及び啓発</u> (治水-63)</p> <p>4) 不法投棄の防止</p> <p>①<u>管内空間監視用カメラを利用した平常時の監視及び河川巡視の強化</u> (治水-64)</p> <p>②<u>投棄摘発・取り締まり強化に向けた関係行政機関との連携及び組織を検討</u> (治水-64)</p> <p>③<u>住民団体及び地域に密着した組織による河川愛護活動並びに不法投棄マップの作成、看板設置・マスメディアを活用した啓発</u> (治水-64)</p>

<前回部会までの主な意見・やりとり内容>

--



<説明資料（第1稿）への部会としての意見・提案>（ ）内は部会での検討課題

--

(4) 利水分野

<検討の論点>

- ・水需要管理・節水社会づくりに向けた住民の役割とは
- ・住民との連携について必要な事項はないか（水利用に直接関わる人のライフスタイル転換のための指針、推進団体の設置、など）
- ・節水型産業社会づくりをどうすすめるか
- ・自治体、関係機関との連携はどうすすめるのか
- ・渇水時の対策づくりに住民がどのように参画するか

<説明資料（第1稿）抜粋>

4. 河川整備の方針	5. 具体の整備内容
<p>4.4 利水</p> <p>(1) 水需要の確認 今後の水需要を利水者に確認し、厳正に吟味する。</p> <p>(2) 水利権の見直しと用途間転用 現行の水利用の実態や渇水に対する安全度（利水安全度）を踏まえるとともに、水環境維持・改善のための新たな水需要等を含め、水利権の見直し、用途間転用等の水利用の合理化に努める。 なお、農業用水の水利権見直しにあたっては、地域の環境機能に配慮する。</p> <p>(3) 既存水資源開発施設の再編と運用の見直し 取水実態や治水上の必要性、河川環境への影響、近年の少雨化傾向等を踏まえて、既存水資源開発施設の再編と運用の見直しを行い、水資源の有効活用を図る。</p> <p>(4) 水需要の抑制 利水者、自治体等関係機関、住民と連携して、水需要を抑制するための具体的方策について検討する。</p> <p>(5) 渇水への対応 近年の少雨化傾向に伴う利水安全度の低下を踏まえ、渇水等の発生時の被害を最小限に抑える対策として、渇水調整の円滑化を含め種々の施策を講ずる。</p>	<p>5.4 利水</p> <p>(1) 利水者の水需要の精査確認 <small>(利水-1)</small></p> <p>(2) 利水者間の用途間転用を行うにあたっては、少雨化傾向等による現状の利水安全度評価を踏まえて行われるよう関係機関との連絡調整を実施 <small>(利水-2)</small> ○大阪臨海工業用水道 ○大阪府営工業用水道 ○尼崎市営工業用水道</p> <p>(3) 農業用水の慣行水利権について、水利用実態把握、法定化の促進 <small>(利水-3)</small></p> <p>(4) 既存水資源開発施設の効率的運用による渇水対策の検討・実施 1) 効率的な運用(実態に基づく下流確保流量の見直し)の実施 ○桂川 日吉ダム <small>(利水-4)</small> 2) 効率的な運用の検討 ○木津川 室生ダム <small>(利水-5)</small> ○猪名川 一庫ダム <small>(利水-6)</small></p> <p>(5) 従来、渇水時のみ開催していた渇水対策会議を、平常時からの水利用に関する情報交換や水需要抑制についての具体的方策を協議できる組織への改正の調整 <small>(利水-7)</small></p>

<前回部会までの主な意見・やりとり内容>

--



<説明資料（第1稿）への部会としての意見・提案>（ ）内は部会での検討課題

--

(5) 利用分野 その 1 / 4

< 検討の論点 >

<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民同士が考え、ルールを決める仕組みづくりとは ・ 住民との連携をどう推進するか ・ 自治体、関係機関等との連携はこれで良いか

< 説明資料 (第 1 稿) 抜粋 >

4 . 河川整備の方針	5 . 具体の整備内容
<p>4.5 利用</p> <p>4.5.1 水面</p> <p>水上オートバイ、プレジャーボート等水面利用が多様化することで秩序ある利用が必要とされる箇所については、水面利用協議会等の組織を活用して船舶等が守るべき通航方法及び適用区域を指定し規制することで、水面利用の適正化を図る。</p> <p>また、河川の水生生物や水鳥に影響を与える利用についても同様の措置を講ずる。</p> <p>瀬田川では、水面利用に伴う施設のあり方について、地元住民や市民組織と調整を図る。</p> <p>カヌーや手漕ぎボート等の円滑な利用の面から、水辺へのアプローチの困難性や堰等の横断工作物による障害等の改善を図る。</p>	<p>5.5 利用</p> <p>5.5.1 水面</p> <p>(1) <u>水面の利用に関しては、秩序ある利用を実現するため、既存の淀川水面利用協議会等の組織を活用して以下の利用ルールの策定及び規制の検討、実施</u></p> <p>1) 水上オートバイの利用規制</p> <p>② <u>滋賀地域の瀬田川では、「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」(滋賀県条例第 5 2 号) との連携を図り、利用規制を検討し、規制区域を設定 (利用-2)</u></p> <p>2) 船舶等の通航規制</p> <p>② <u>滋賀地域の瀬田川では、「滋賀県琵琶湖等水上安全条例」(滋賀県条例第 5 5 号) 等による航行制限区域の変更を検討しているので、その策定については、河川管理者も積極的に参加 (利用-2)</u></p>

<前回部会までの主な意見・やりとり内容>

--



<説明資料（第1稿）への部会としての意見・提案>（ ）内は部会での検討課題

--

(5) 利用分野 その 2 / 4

< 検討の論点 >

- ・住民同士が考え、ルールを決める仕組みづくりとは
- ・住民との連携をどう推進するか
- ・自治体、関係機関等との連携はこれで良いか

< 説明資料 (第 1 稿) 抜粋 >

4 . 河川整備の方針	5 . 具体の整備内容
<p>4.5.2 河川敷</p> <p>(1) 利用</p> <p>河川敷は河川特有の空間であり、周辺環境・地域性を考慮し、その特性を損なわないで、「川でなければできない利用・川に活かされた利用」という観点から、現状の利用形態を見直し、グラウンド等のスポーツ施設のように、本来河川敷以外で利用するものについては、縮小していくことを基本とする。</p> <p>しかしながら、一方では、住民や自治体等からはグラウンド等のスポーツ施設に対する要望が強いため、河川敷の利用については個々の案件毎に、学識経験者、沿川自治体等関係機関や地域住民等の意見を聴き、判断することとする。</p>	<p>5.5.2 河川敷</p> <p>(1) 河川敷地占用許可施設</p> <p>1) ゴルフ場、公園等占用施設</p> <p><u>占用施設の新設及び更新の許可にあたっては、周辺環境・地域性に考慮しつつも、川らしい自然環境を保全・再生することを重視し、学識経験者、沿川自治体等関係機関や地域住民等からなる河川利用委員会 (仮称) を設置したうえで広く意見を聴き、個々の案件毎に判断</u></p> <p>①地域毎に河川利用委員会 (仮称) を設置 (利用-6)</p> <p>○設置単位</p> <p><u>淀川本川</u></p> <p><u>猪名川</u></p> <p><u>宇治川</u></p> <p><u>桂川</u></p> <p><u>木津川下流</u></p> <p><u>瀬田川</u></p> <p><u>木津川上流</u></p> <p><u>野洲川</u></p> <p><u>草津川</u></p> <p>2) 遊休施設等の対策</p> <p><u>道路又は鉄道の橋梁、水道管・ガス管その他これらに類する施設、及び水門、樋門又は樋管等で遊休施設については、占用者と協議し除却等を措置。また、河川管理施設等構造令の基準に適合していない施設については占用者と協議し改善 (利用-7)</u></p>

<前回部会までの主な意見・やりとり内容>

--



<説明資料（第1稿）への部会としての意見・提案>（ ）内は部会での検討課題

--

(5) 利用分野 その 3 / 4

< 検討の論点 >

- ・ 住民同士が考え、ルールを決める仕組みづくりとは
- ・ 住民との連携をどう推進するか
- ・ 自治体、関係機関等との連携はこれで良いか

< 説明資料 (第 1 稿) 抜粋 >

4 . 河川整備の方針	5 . 具体の整備内容
<p>4.5.2 河川敷</p> <p>(3) ホームレスへの対応 関係省庁、関係自治体と一体となった対策を進める。</p> <p>(4) 迷惑行為 迷惑行為の防止に向けた啓発活動を図る。</p>	<p>5.5.2 河川敷</p> <p>(3) ホームレスへの対応 関係省庁、関係自治体と一体となった対策を推進 (利用 - 9)</p> <p>(4) 迷惑行為の対策 <u>年度毎に啓発活動実施計画を立て実施</u> (利用 - 10)</p>

<前回部会までの主な意見・やりとり内容>

--



<説明資料（第1稿）への部会としての意見・提案>（ ）内は部会での検討課題

--

(5) 利用分野 その4 / 4

<検討の論点>

- ・住民同士が考え、ルールを決める仕組みづくりとは
- ・住民との連携をどう推進するか
- ・自治体、関係機関等との連携はこれで良いか

<説明資料（第1稿）抜粋>

4 . 河川整備の方針	5 . 具体の整備内容
<p data-bbox="189 958 395 992">4.5.3 舟運</p> <p data-bbox="189 1003 831 1167">大規模震災時における緊急輸送を目的とした舟運活用のための整備を進めるとともに、沿川自治体や民間企業等の舟運復活に対する要望を踏まえて、航路確保や付属施設の整備等について検討する。</p>	<p data-bbox="863 958 1069 992">5.5.3 舟運</p> <p data-bbox="863 1003 1406 1435">(1) <u>大規模震災時における緊急輸送を目的とした船着場(柴島、海老江)整備を実施</u> (利用-11)</p> <p data-bbox="863 1137 1350 1171">(2) <u>枚方までの航路維持を実施</u> (利用-12)</p> <p data-bbox="863 1182 1406 1256">(3) <u>枚方より三川合流点までの航路確保を検討</u> (利用-13)</p> <p data-bbox="863 1267 1350 1301">(4) <u>淀川大堰の閘門設置を検討</u> (利用-14)</p> <p data-bbox="863 1312 1406 1435">(5) <u>既設の毛馬閘門については、大阪市内河川とのアクセス性の向上のため、航行可能時間や運用手法を検討</u> (利用-15)</p>

<前回部会までの主な意見・やりとり内容>

--



<説明資料（第1稿）への部会としての意見・提案>（ ）内は部会での検討課題

--

(6) ダム

<検討の論点>

- ・ダムの計画実施における判断決定の第3者機関の設置の方法
- ・住民との連携のあり方（ダムについて理解を深めるための取り組み、住民団体、地域組織等と情報共有しながらの精査、確認と結果の周知徹底等）
- ・住民同士の連携、対話づくりのあり方

<説明資料（第1稿）への意見・提案>

4．河川整備の方針	5．具体の整備内容
<p>4.6.1 ダム計画の方針</p> <p>○治水、利水面からダムの効用は大きい。しかし水没を伴い、河川環境を大きく改変することも事実である。</p> <p>○他に経済的にも実行可能で有効な方法がない場合において、ダム建設に伴う社会環境、自然環境への影響について、その軽減策も含め、他の河川事業にもまして、より慎重に検討した上で、妥当と判断される場合に実施する。</p> <p>○淀川水系の特性に鑑み、特に以下の事項について留意する。</p> <ul style="list-style-type: none">・琵琶湖における急速な水位低下が生態系に及ぼす影響・狭窄部等の開削は当面実施しないことによる狭窄部上流部の当面の浸水被害軽減・近年頻発している渇水に対する安全度の確保・既存ダム群の再編成	

<前回部会までの主な意見・やりとり内容>

--



<説明資料（第1稿）への部会としての意見・提案>（ ）内は部会での検討課題

--